

肉用牛繁殖農家の皆さんへ

〜〜 平成31年4月から家畜伝染病予防法に基づき 〜〜
〜〜 繁殖牛のヨーネ病検査を開始します 〜〜

近年、肉用牛において、ヨーネ病の発生が増加し、家畜の移動も広域的になっていることから、肉用牛の生産現場でも検査の必要性が高まっています。

安全・安心な肉用牛の生産・流通のためにも、検査の実施について、ご理解をお願いします。

1 ヨーネ病とは

- ヨーネ菌（細菌）が原因の法定伝染病
- 頑固な下痢を呈し、急激に痩せる
- 糞便から他の牛へ感染する
- 発病まで1年以上かかるため、気付かないうちに牛群全体に広がる恐れ
- 治療法はない
- 乳牛は全頭検査を実施
- 徳島県での摘発頭数は、1～2頭/年
- 全国的に、肉用繁殖牛の検査を実施



2 検査内容

- (1) 対象：繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛
- (2) 方法：採血を行い、抗体検査を実施
抗体陽性となった個体のみ、糞便を採取し、遺伝子検査を実施
- (3) 手数料：1頭あたり600円

3 ヨーネ病と診断された場合

- (1) ヨーネ病と診断された場合は、家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分**となります。
なお、当該家畜に対して、国から手当金が支給されます（上限95万円）。
- (2) まん延防止対策として、少なくとも3年間、**同居牛の検査**を継続します。
- (3) 農場の清浄化に向けた対策については、家畜保健衛生所、関係機関等が協力いたします。

4 発生予防のために！

- (1) 牛舎消毒など、飼養衛生管理を徹底しましょう。
- (2) 県外から牛を導入する時は、ヨーネ病の検査を受けましょう。

※ 詳しくは、最寄りの家畜保健衛生所
にお問い合わせ下さい。

徳島家畜保健衛生所	TEL 088-631-8950
徳島家畜保健衛生所阿南支所	TEL 0884-22-0304
西部家畜保健衛生所吉野川庁舎	TEL 0883-24-2029
西部家畜保健衛生所東みよし庁舎	TEL 0883-82-2397